


淡水企監第 8号
令和 4年 7月 7日

淡路広域水道企業団
企業長 守本 憲弘 様

淡路広域水道企業団

監査委員 清水 宏 様 
監査委員 太田 善雄 様 

令和3年度淡路広域水道企業団水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の概要

この経営健全化審査は、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和3年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— % (資金不足比率なし)	20%	